

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区ショートステイ事業業務委託	No.5200321
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額8,146,800円（非課税）	

契約相手方	社会福祉法人扶助者聖母会 (法人番号：4011505000661)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合契約	

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>荒川区ショートステイ事業業務委託</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 社会福祉法人扶助者聖母会 所在地 東京都北区赤羽台 4 - 2 - 1 4 代表者 理事長 見城 澄枝</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、区内に住所を有する2歳以上から義務教育終了前までの児童を養育している家庭において、一時的に養育が困難になった児童に対して必要な保護を行うため、ショートステイ事業の委託を行うものである。          主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、          ショートステイ事業については、母子生活支援施設ハイツ尾竹で実施しているところであるが、令和5年度からは、区内に開設する児童養護施設で実施することとなっている。</p> <p>令和4年度のショートステイ事業の実施にあたり、児童養護施設の運営事業者から、ショートステイ事業の受託施設に職員を派遣し、荒川区のショートステイ事業への理解を深めたい旨の申し出があった。</p> <p>児童に必要な養育・保護を確実に行うことができ、かつ人材育成（研修派遣の受け入れ）への協力の可否について、隣接区の児童養護施設に確認したところ、受託意向を示したのは上記の1事業者のみであった。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号          （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>